

米兵による女子中学生暴行事件に対する意見書

去る2月11日に、女子中学生を乗用車内で暴行したとして、在沖米海兵隊キャンプ・コートニー所属の二等軍曹が逮捕されるという事件が発生した。

今回の事件は、平成7年に発生した少女暴行事件の悪夢を県民に呼び起こすとともに、子どもの人権を蹂躪する行為は決して許すことのできない極めて悪質な犯罪であり、激しい怒りを禁じ得ない。また、凶悪事件を引き起こした米兵が、本市在のキャンプ・コートニー所属の海兵隊員であることに市民は強い衝撃を受けている。最も安全であるべき住宅地域でこのような悪質な事件が起こり、被害を受けた本人の心身の傷は想像を絶するものがあり、子を持つ親の受けた衝撃と恐怖は計り知れないものがある。基地を抱える本市も米兵による事件・事故が起きる度に、市民の安寧な暮らしが脅かされ、強い憤りを覚える。

本市議会は、これまで米兵絡みの暴行事件などが発生する度に厳重に抗議を行なってきたにもかかわらず、米軍の事件・事故に対する綱紀肅正などの取り組みの実効性が全く見えてこないのが現状である。米軍は、事件が起きる度に綱紀肅正と再発防止に努めると強調するが、ほとんど実効を上げていないことが今回の事件によりさらに浮き彫りにされた。

米軍は、今回の衝撃的な事件により市民や県民が一層恐怖にさらされている現実を真摯に受け止め、実効性を伴った犯罪防止策を示し、米軍が一体となって教育と指導を徹底すべきである。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産、人権を守る立場から、米兵による女子中学生暴行事件に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

1. 事件の全容を解明するとともに、速やかに公表し、被害者と家族に対する謝罪及び完全な補償を行なうこと。
2. 米軍構成員等の教育を徹底し、綱紀の肅正を図るとともに、事件の再発防止の抜本的な解決策を公表すること。
3. 米国政府及び米軍は組織の管理体制と責任を明確にすること。
4. 被疑者の所属する組織の管理体制と責任の所在を明らかにすること。
5. 日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。
6. 米軍基地の一層の整理縮小と海兵隊を含む兵力の削減を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年2月18日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長